

かわさき教育プラン
～市民の力が教育を変える～
(第3次素案)

かわさき教育プラン策定委員会

目次

はじめに.....	1
第1章 プランの基本的な考え方.....	3
1 プランの目標.....	3
2 プランの方向性.....	4
（1）各学校や地域の自主性・自律性を促進する.....	4
（2）市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を推進する.....	4
（3）客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する.....	4
第2章 重点施策.....	5
1 川崎式で「生きる力」をつける.....	5
2 「個性が輝く学校」をつくる.....	9
3 「教職員の力」を伸ばす.....	12
4 「地域に開かれた学校施設」にする.....	15
5 「市民の学び」を支援する.....	18
6 「市民の力」を活かす.....	22
第3章 施策体系.....	26
基本政策1 幼児・学校教育.....	26
基本政策2 家庭・地域における教育.....	43
基本政策3 社会教育・文化・スポーツ.....	51
基本政策4 教育行政.....	68
第4章 プランの進め方.....	72
1 プランの広報.....	72
2 PDCAのサイクル、スケジュール、進捗管理体制.....	72
3 川崎市教育目標について.....	72
参考	
1 市民からの意見の概要.....	75
2 「いきいきとした川崎の教育をめざして」の取組の総括.....	94
3 川崎市の教育の現況と課題.....	96
4 プランに関連する具体的な動き.....	123
5 時代潮流と教育.....	125
巻末 「施策体系一覧表」	

はじめに

1 策定の主旨

わが国は、少子高齢化、グローバル化、情報化、産業・就業構造の変化、価値観の多様化、地方分権の推進などの大きな時代の変化の中にあります。この大きな変化の中で、教育分野においては、学力の低下、モラルの低下、学級崩壊などの新たな課題が浮かび上がってきています。

本市では、高度経済成長下における豊かな財源に支えられ、多くの優れた独自政策を展開してきましたが、右肩上りの社会の終焉に伴う制度疲労や少子高齢社会の到来といった主に社会構造的な要因から、財政が急速に逼迫してきており、平成 14 年度に「川崎市行財政改革プラン」を策定し、全庁的に行財政改革に取り組んでいるところです。

教育委員会においては、昭和 61 年に市長あてに報告のあった「いきいきとした川崎の教育をめざして」に基づき教育施策を展開してきましたが、部分的に達成された目標が出てきたこと、すでに 20 年近くが経過し、本市を取り巻く状況が大きく変化してきたことなどから、今回新たに「かわさき教育プラン」を策定しました。

このプランは、すべての市民の教育・学習活動、文化・スポーツなどの各分野にわたって、子どもから高齢者までが生き生きと学びあうことのできる社会の実現を目指すものです。

2 プランの位置づけ

このプランは、今後 10 年間の教育政策の方向性についてまとめるために、「川崎市行財政改革プラン」や新たな総合計画との整合を図りながら策定したものです。また、新しい時代における、より効果的な教育財政のあり方などについて、平成 16 年 3 月に策定した「教育委員会事務事業改善プラン」の内容も踏まえてまとめています。

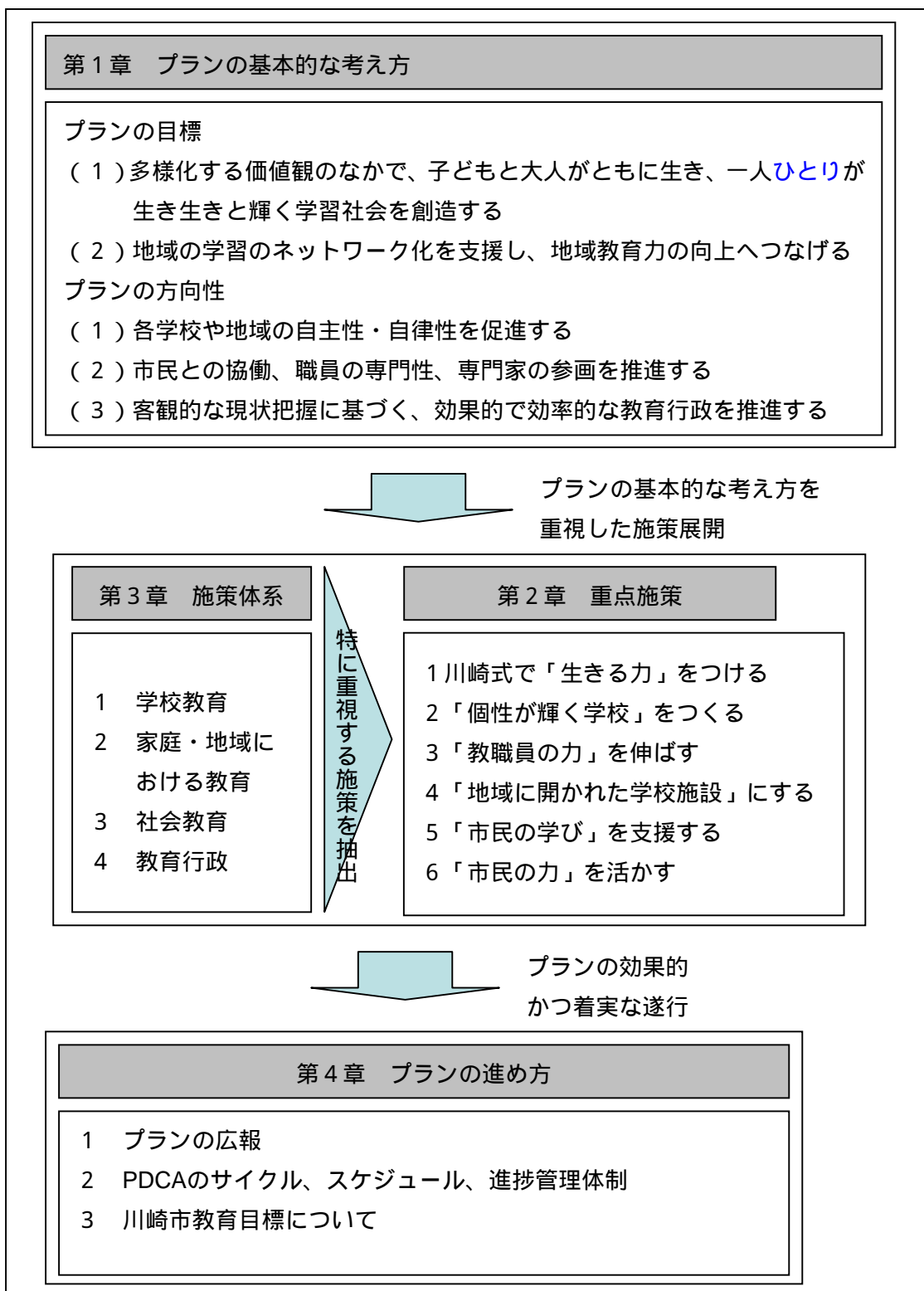
3 対象とする期間

このプランの対象期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

4 プランの対象分野

この計画において対象とする分野は、幼稚園や市立の小・中・高・聾・養護学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

5 プランの全体像



第1章 プランの基本的な考え方

本市では、教育を取り巻く環境、本市の教育の現況と課題、これまでの本市の取組、本市の行財政全般の状況などを踏まえて、プランの基本的な考え方を以下のように設定しました。

1. プランの目標

本プランでは、以下のように、「次代を担う人づくり」と「地域づくり」の2つの観点から目標を掲げ、その実現に向けた教育施策を展開していきます。

多様化する価値観のなかで、子どもと大人がともに生き、一人ひとりが生き生きと輝く学習社会を創造する。

本市においては、子どもの権利を尊重するとともに、全ての人々が生きがいや目標を持って学習し、多様化する価値観のなかで、ともに認め合い、ともに高め合い、自らも成長できるような教育を推進していきます。

地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる。

本市においては、市民の自主的な学習活動や市民活動をつなぐことで、子どもたちの成長に対して責任と誇りを持って参加する地域づくりを進め、地域全体としての教育力を高めていきます。

2. プランの方向性

時代の潮流や市民一人ひとりの学習ニーズが変化するなか、教育分野の政策について、様々な変革に対応する新たな方向性が必要となっています。本プランでは、プランの目標の実現に向けて、以下の方向性を重視して本市の教育政策を進めます。

(1) 各学校や地域の自主性・自律性を促進する

地域課題や学習課題は非常に多様化しており、きめの細かい施策の実施が求められています。

また、社会教育や文化・スポーツなどの生涯学習活動は、市民一人ひとりの多様なニーズに応じて展開されるものであり、行政が直接、全ての市民のニーズに対応していくことには限界があります。

本プランでは、各学校が子どもの実態に即した創意工夫を重ね、優れた教育実践が他校との交流などによって一層充実するように支援していくことを重視します。また、市民の主体的な学習や活動がより豊かに行われるように、行政はコーディネートしていくことを重視します。

(2) 市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を推進する

学校や地域が抱える課題がますます複雑化・高度化する中、個々の学校や地域で全ての課題について、的確な現状把握や解決を行うことは困難となっています。一方で、自らの学習の成果や経験を活かして、学校の教育活動に協力したり、地域の課題解決に貢献できるような市民が増えきています。

本プランでは、市民との協働を促進するとともに、教員など職員の専門性を向上させ、さらに教育分野の専門家の参画を促進して、教育政策を推進することを重視します。

(3) 客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する

これまでの教育行政は、成果を重視することに比べて、効率性などについての意識が低かったと言えます。コストの意識化、チェック機能の強化、組織のスリム化などが求められています。

本プランでは、客観的な現状把握に基づいて、よりよい成果を効率的に実現することを重視します。

第2章 重点施策

プランの目標を実現するために、本市が重点的に推進する施策を6つ提示します。第3章の施策体系は、4つの分野（幼児教育・学校教育、家庭・地域における教育、社会教育・文化・スポーツ、教育行政）において今後実施していく施策を網羅的に整理したものです。この章の重点施策は、プラン策定後、最初の3年間に、特に何を重視していくかということをも市民の方々に分かりやすく伝えるために第3章の施策体系から具体的な事業を抽出し、再構成したものです。

1 川崎式で「生きる力」をつける

【背景・目的】

少子高齢化、経済の成熟化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む21世紀の社会では、市民に求められる能力や知識がますます高度化・多様化しています。このような21世紀の社会を生きていく中で、子どもたちには「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて、子どもの最善の利益が確保されること等が大切です。そのうえで、子どもたち一人ひとりが個性を発揮し活躍することができるよう、「知（確かな学力）」、「徳（豊かな人間性）」、「体（健康・体力）」からなる「生きる力」を、身につけることが求められています。

このような「生きる力」をつけるためには、出産を控えた親や乳幼児期の子どもをもつ保護者が家庭教育に関する学習を行うことや、幼児期から、学齢期（6歳～15歳）及び前期高等教育期間（16歳～18歳）にわたって、全ての子どもたちが成長や発達状況に応じて必要な力を身につけていくことが大切です。

本重点施策では、多様な文化や国籍の市民が共生するなどの本市の特色を活かしながら、子どもの発達段階に応じた教育を展開することで、本市の教育を受けるすべての子どもたちが「生きる力」をつけることを目的とします。

【内容】

これまで「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて本市が特に力を入れてきた、いのち、こころの教育・人権尊重教育などの教育内容をより一層推進します。

子育てをはじめ親が、家庭で子どもに「生きる力」を身につけさせることができるような学級講座を開催するなど、家庭教育に関する学習を支援します。

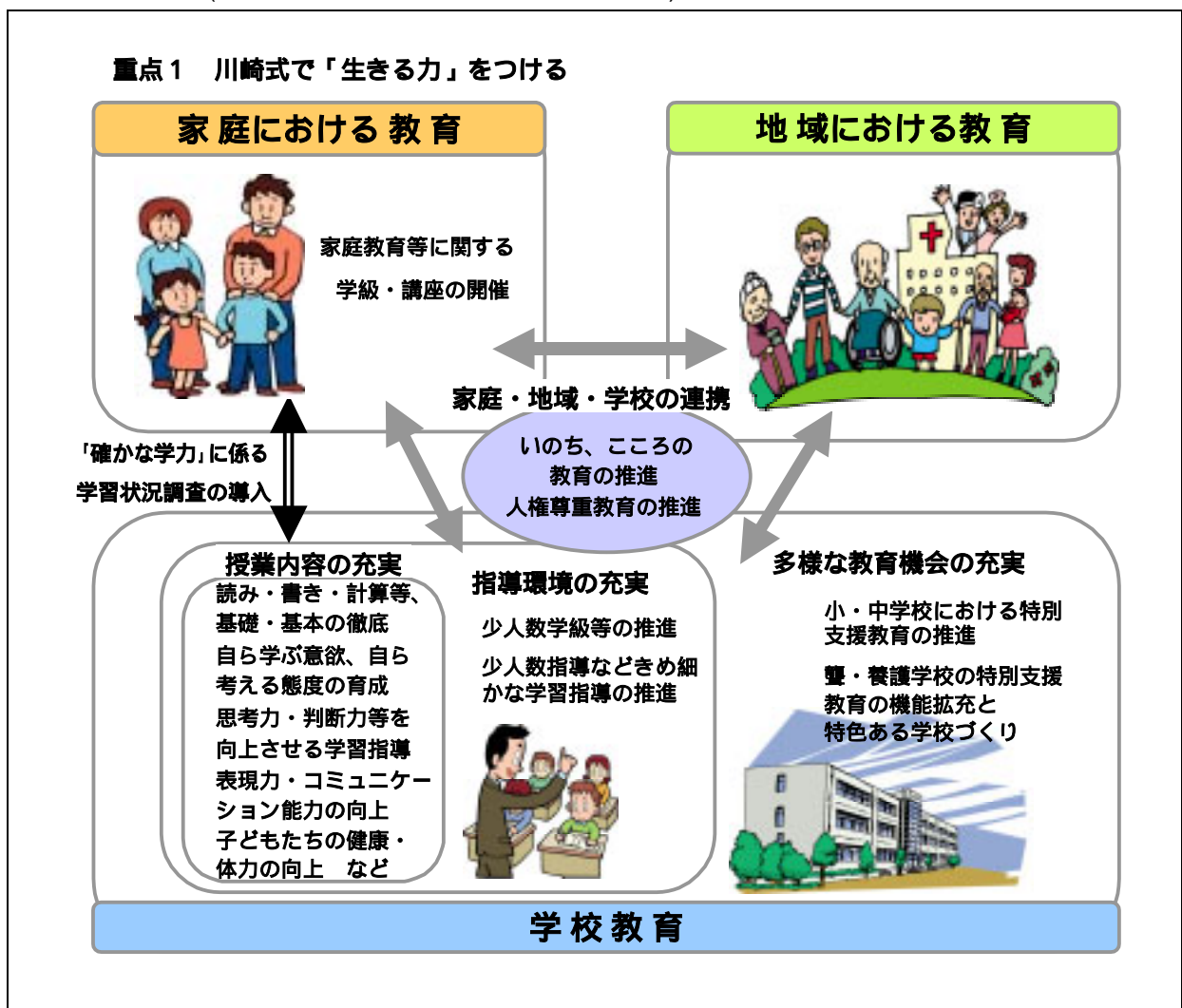
学校では、子どもたちのそれぞれの個性を活かしながら、「生きる力」を育む教育活動を行っていきます。知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し、その子なりに自分で道を切り開くことができる力を本市では、「確かな学力」と捉え、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、表現力・コミュニケーション

ン能力などの育成や定着を目指した取組を行います。その上で、基礎的な学力の定着度を調査し、指導方法等の改善に活かすために、子どもたちの学習状況調査を実施します。

また、全国的に低下が懸念されている子どもたちの健康・体力の向上に取り組むとともに、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応を図り、「生きる力」を子どもたちに育むため、少人数学級や少人数指導の展開を図ります。

さらに、これまでの障害の種類や程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」へ向けた取組を進めていきます。

【イメージ図】(最終的なものは今年度中に作成します)



【展開する事業】

いのち、こころの教育の推進

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、

善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守る子どもを育てます。

人権尊重教育の推進

「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

家庭教育等に関する学級・講座の開催（再掲）

子どもの生活習慣や発達過程、子どもの権利、親のあり方、地域との関わりなどについて学習することで、子育てにおける悩みや不安を共有・解消し、家庭の教育力を向上させることができるよう、市民館における家庭教育学級の開催や、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習の支援などを行います。

読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を行います。

思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。

表現力・コミュニケーション能力の向上

様々な活動場面において、言語、絵画、音楽、身体等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実します。また、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、社会性の一層の向上を目指した取組を展開します。

「確かな学力」に係る学習状況調査の導入

子どもたちの学習状況を正しく把握するための、学習状況調査を導入します。

調査の導入で以下の成果を目指します。

子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。

学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法やカリキュラムの検証・改善を図ります。

教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

子どもたちの健康・体力の向上

子どもたちの健康や体力・運動能力の状況について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行うことで、子どもたちの主体

的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

少人数学級等の推進

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の修得、望ましい集団づくりなど、小学校 1 年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校 1 年生の 1 クラスの人数を 35 人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。

少人数指導などきめ細かな学習指導の推進

基礎・基本の確実な定着を目指し、個に応じたきめ細かな指導を行うための少人数指導の導入を推進し、習熟度別学習、課題別学習などその内容の充実に努めます。

小中学校における特別支援教育の推進

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用や巡回相談システム等の整備を行います。

また、従来の障害児学級に在籍する児童生徒に加え、通常級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、特別支援教室の設置を進めます。

聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、2 校の養護学校を将来的には総合的（知・肢併置）養護学校として整備し、医療的ケアについても対応できるよう体制を整えます。

【スケジュール】

【スケジュール】は策定委員会の報告の内容には含まれません。

完成版の【スケジュール】は総合計画との整合など、局内・庁内の事業調整を経て今年度中に公表するプランに盛り込みます。